

日本遺産「麒麟のまち」ポスター・リーフレット及びホームページ制作業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、日本遺産「麒麟のまち」ポスター・リーフレット及びホームページ制作業務委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 名称 日本遺産「麒麟のまち」ポスター・リーフレット及びホームページ制作業務
- (2) 主体 日本遺産「麒麟のまち」推進協議会
- (3) 内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和2年2月28日
- (5) 予算額 7,260,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

- (1) このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② ポスター、リーフレット及びホームページの制作について、国や地方公共団体等で同種・同様の業務実績があること。
 - ③ 公募開始日から本業務の企画提案書提出の日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - ④ 公募開始日から本業務の企画提案書提出の日までの間、国や地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体が経営に関与していないこと。
- (2) 2者以上の提案については、以下の形態とする。

2者以上による共同提案は可能とし、上記（1）①～⑤を全て満たす者で構成すること。協議会は代表者と契約締結することとし、代表者は業務全体の進行管理、とりまとめ等を行う。

4 質問受付・回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合、質問書（別紙1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年8月5日（月）午後5時まで
※期限を過ぎたものは無効とする。
- (2) 提出方法 質問書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 鳥取市文化交流課 FAX：0857-20-3040 E-mail：bunka@city.tottori.lg.jp
なお回答は8月7日（水）中にDMO、1市6町ホームページ上にて公表する。

5 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書（別紙2）
- (2) 提出期限 令和元年8月9日（金）午後5時まで
※企画提案書等を提出する予定の者は必ず提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールによる。
- (4) 提出先 鳥取市文化交流課（〒680-8571 鳥取市尚徳町116）
FAX：0857-20-3040 E-mail：bunka@city.tottori.lg.jp

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙3）のとおり
- (2) 提出部数 各10部
- (3) 提出期限 令和元年8月27日（火）午後5時まで
※期限までに提出がない場合は失格とする。

- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日に必着）による。
(5) 提出先 鳥取市文化交流課（〒680-8571 鳥取市尚徳町 116）

7 事業者の選定

(1) プレゼンテーション（非公開）

- ①実施日時 令和元年8月30日（金）※時間は別途連絡する。
②実施場所 鳥取市内 ※詳細は時間と併せ別途連絡する。
③実施方法 同日、別途連絡する時刻までに受付すること。
プレゼンテーションは1事業者15分以内とし、質疑応答10分以内とする。

④その他

- ・本業務の担当者は必ず出席すること。プレゼンテーションは、提出資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- ・プレゼンテーションはプロジェクター等の使用は可能とする。この場合、パソコンについては応募者が持参し、プロジェクター、コード類、スクリーンは協議会が準備する。

(2) 選定方法

- ①事業者の選定は、審査委員会を設置し、同委員会が事業者を選定する。
②企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、以下の合計点の最上位者の者を候補者として選定する。
- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ・信頼性（実績・経験・遂行能力）の評価点 | 10点 |
| ・理解度（目的や仕様、日本遺産ストーリー、麒麟獅子舞への理解度）の評価点 | 20点 |
| ・企画力（デザイン表現力・わかりやすさ、独創的な創意工夫）の評価点 | 50点 |
| ・意欲・連携体制（意欲・熱心さ、発注者への柔軟な対応）の評価点 | 10点 |
| ・見積額（提案内容と金額の妥当性）の評価点 | 10点 |

※プロポーザルへの参加申込者が多数の場合、書類審査を第1次審査とし、参加者を絞る場合があるので、参加申込者は協議会の指示に従うこと。

8 契約の締結

前記7（2）により候補者として選定された事業者と契約交渉を行うものとする。また、辞退又はその他の理由（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合や1市6町の指名停止措置を受けることとなった場合など）で契約できない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

9 スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ・公募型プロポーザル実施公告 | 令和元年7月29日（月）DMO、1市6町のHP公表 |
| ・質問書提出期限 | 令和元年8月5日（月）午後5時まで |
| ・質問書の回答 | 令和元年8月7日（水）中にDMO、1市6町のHP公表 |
| ・参加表明書提出期限 | 令和元年8月9日（金）午後5時まで |
| ・企画提案書等提出期限 | 令和元年8月27日（火）午後5時まで |
| ・プレゼンテーション審査 | 令和元年8月30日（金） |
| ・選考結果通知及び契約交渉事業者選定 | 令和元年9月2日（月）以降 |

10 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らして失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類は返却しない。

- (4) 企画提案書等は、事業者選定作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 協議会からの契約額の支払いは業務完了後とする。
- (6) 本業務は文化庁の補助金の交付を受け実施する。事業実施にあたっては上限単価、補助対象外経費等が設定（詳細は別紙4参照）されているので、留意すること。

1 2 提出及び問合せ先

日本遺産「麒麟のまち」推進協議会

担当：鳥取市文化交流課 平井・中島

〒680-8571 鳥取市尚徳町116

TEL：0857-20-3226 FAX：0857-20-3040 E-mail：bunka@city.tottori.lg.jp